

公の施設の指定管理者の指定の件（教育文化会館）

令和 4 年（2022 年）11 月 29 日提出

札幌市長 秋元 克広

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市教育文化会館
- 2 公の施設の位置  
札幌市中央区北 1 条西 13 丁目
- 3 指定管理者  
札幌市南区芸術の森 2 丁目 75 番地  
公益財団法人札幌市芸術文化財団  
理事長 秋元 克広
- 4 指定期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、教育文化会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。